

会 議 録

会 議 の 名 称	第 45 回宍粟市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和5年1月 26 日(木)午後 2 時 00 分～午後 3 時 55 分	
開 催 場 所	宍粟市役所3階 庁議室	
会 長 氏 名	黒田 茂	
委 員 氏 名	(出席者) 山 國 和 志 中 野 典 子 山 田 博 史 井 上 雅 博 牧 野 修 一 縣 俊 孝 雲 田 章 彦 小 西 美 穂 黒 田 茂	(欠席者) 松 元 二 三 代 小 原 千 種 植 田 聰
事 務 局 氏 名	市民生活部部长 森 本 和 人 市民生活部次長 山 本 信 介 健康福祉部次長兼保健福祉課課長 平 尾 真 弓 税務課課長 朱 山 和 成 税務課副課長兼市民税係長 島 澤 康 博 市民課課長 岡 田 美 佳 市民課副課長 小 椋 容 子 市民課国保係長 柴 原 真 理	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開	(非公開の理由)
議 題	【議題】 (1) 国民健康保険制度について (2) 令和5年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について (3) 令和5年度税制改正について (4) 令和5年度宍粟市国民健康保険税に係る税制の改正について(諮問) 【報告事項】 (1) 特定健診・特定保健指導の実施状況について 【その他】 ・マイナンバーカードの健康保険証利用について	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	あり	

議事録の確認	<p>(会 長)</p> <p>_____</p> <p>(会議録署名委員)</p> <p>_____</p> <p>(会議録署名委員)</p> <p>_____</p>
--------	---

(会議の経過)	
発言者	議題・発言内容
事務局	<p>(1. 開会)</p> <p>皆さんこんにちは。ただいまから第45回宍粟市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。お忙しい中、本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
市長	<p>(2. 市長あいさつ)</p> <p>皆さんこんにちは。令和9年度の県下標準保険料率統一に向け、来年度はどうしても税率を 2.24%ほど上げないといけない状況です。どうかたくさん質問していただいて、忌憚のないご意見をお願いできたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして委員の紹介をさせていただきます。お手元の名簿に沿って紹介いたします。</p> <p>《委員紹介》</p> <p>なお、本日は連合自治会代表の植田委員、被保険者代表の松元委員、小原委員から欠席の報告をいただいています。県委員は別会議に出席されていますので、終わり次第出席される予定です。現在8名の委員に出席いただいています。委嘱書については各委員に郵送にて送付しております。国民健康保険運営協議会委員の任期は、令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間ですがご承諾いただきまして誠にありがとうございます。皆様には長期になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議の開催にあたっての協議会の成立ですが、当協議会は国民健康保険法、宍粟市国民健康保険条例等に基づき運営しておりますが、宍粟市国民健康保険条例施行規則第6条で、協議会は委員定数の2分の1以上の出席で会議が開くことができると規定しており、本日の会議が成立することをここで報告させていただきます。</p> <p>ここでお時間をいただいて、これからお世話になります事務局職員並びに出席職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>《職員自己紹介》</p> <p>(3. 会長・副会長選任)</p>

事務局	<p>続きまして、会長・副会長の選任に入ります。国民健康保険法、及び国民健康保険施行令により、宍粟市国民健康保険条例第2条に国民健康保険運営協議会は被保険者を代表とする委員4人、保険医、保険薬剤師を代表とする委員4人、公益を代表する委員4人をもって組織することとされ、宍粟市国民健康保険条例施行規則第2条に会長及び副会長を各1人ずつ、公益を代表する委員のうちから全委員が選挙すると定められています。これらの規定により、本日公益代表委員の4人の中から会長1名、副会長1名を選出します。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、施行規則では全委員による選挙となっていますが、今回、委員の皆様におかれましては初顔合わせのこともあり、選挙もなかなか容易ではないと思われます。ここで事務局からの提案ですが、公益を代表する委員で協議して会長及び副会長を決定するというを提案させていただきます。</p> <p>この件につきまして、委員の皆様方、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>《委員承認》</p> <p>ありがとうございます。それでは公益を代表する委員の皆様には別室に移動をお願いします。他の委員の皆様は暫くの間お待ちください。</p> <p>【協議会休憩・公益代表委員協議】</p> <p>《公益代表委員別室へ移動》</p> <p>【協議会再開・会長副会長選出報告】</p> <p>それでは、会長及び副会長の選出にあたり、事務局から協議結果を報告させていただきます。</p> <p>今期の会長に、民生委員・児童委員協議会連合会より選出委員、副会長に連合自治会選出委員にご就任いただきたいと思います。よろしく願いいたします。会長はお席に移動をお願いします。</p> <p>(4. 会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ここで、会長より就任のあいさつをいただきたいと思います。会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは。この度会長に就任しました。当協議会は国民健康保険の運営において重要な事項を審議する場となっております。皆様3年間どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。大変勝手ではございますが、市長は別件公務のためここで</p>

	<p>退席させていただきます。ご了承をお願いいたします。</p> <p>《市長退席》</p> <p>(5. 議長選任)</p> <p>それでは協議会を続けさせていただきます。続きまして次第の5、議長選出に入ります。宍粟市国民健康保険施行規則第7条の規定により、協議会の議長は会長があたることになっています。会長様、以後の議事進行についてよろしくをお願いいたします。</p> <p>(6. 会議録署名委員選出)</p> <p>それでは次第の6、会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定によりまして、会長が指名することになっていますので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名委員は、委員お二人を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>これより、本日の議事に入りますが、皆様方には、進行にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>(7. 協議事項)</p> <p>次第7、議題に入ります。(1)国民健康保険制度について①国民健康保険の概要、②国民健康保険事業費の概要を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	
議長	
議長	
事務局	<p>(1)国民健康保険制度について</p> <p>①国民健康保険の概要</p> <p>②国民健康保険事業費の概要</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>《意見等なし》</p> <p>他に無ければ次の議題に入ります。続いて議題(2)令和5年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について①令和5年度国民健康保険事業計画(案)②令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(2)令和5年度国民健康保険事業計画(案)について</p> <p>①令和5年度国民健康保険事業計画(案)について</p>

事務局	②令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。 《意見等なし》
議長	他に無ければ次の議題に入ります。続いて議題(3)令和5年度税制改正について①標準保険料率算定結果比較表②宍粟市における保険税率の決定③令和5年度地方税制の改正(案)を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(3)令和5年度税制改正について ①標準保険料率算定結果比較表 ②宍粟市における保険税率の決定 ③令和5年度地方税制の改正(案)
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。 《意見等なし》
議長	無いようですので次の議題に移らせていただきます。議題(4)令和5年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(4)令和5年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について(諮問)
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。
委員	2点お聞きしたいことがあります。令和9年度に向けて段階的に調整していくことは分かりました。その上で1点目が医療費分の所得割ですが、令和4年度の現行6.85%で令和5年度の標準保険料率の宍粟市分が6.72%と既に超えてしまっているのに、令和5年度(案)では6.95%、とさらに上げているのはなぜでしょうか。 また、資料のP.28以降の国民健康保険税(年税額)の比較の給与収入は個人の額、世帯の額どちらでしょうか。

事務局	<p>まず1点目から説明させていただきます。今回の諮問では、令和9年度に向けて段階的に調整していくうえで、令和5年度の医療給付費分の所得割は標準保険料率では6.72%と示されております。現行税率が6.85%と既に超えているのに諮問案ではさらに6.95%と上げているので分かりづらい点もあったかと思えます。現在県から示されている令和9年度標準保険料率は7.22%になっており、標準保険料率に統一してからは市町が基金を投入して保険税率を調整することができなくなります。今のところ、県はその年度や市町の状況に合わせて標準保険料率を提示しています。例えば一昨年宍粟市の医療給付費分の標準保険料率は7.35%でした。その年度ごとに標準保険料率が上下するので、その度毎に水準を変えると令和9年度で統一するときに税率の乖離が大きくなる可能性があり、被保険者の方に増大な負担が生じてしまいます。現在示されている令和9年度の税率に近づけていくための改正ということで提案させていただきました。</p> <p>2点目の年税額のところですが、こちらは世帯収入の合計になります。</p>
委員	<p>令和9年度の標準保険料率は決定事項ですか。想定事項ですか。</p>
事務局	<p>想定事項です。ただし、今までの県全体の標準保険料率の医療給付費分の所得割は7%台だったので、今後もその率でいくと見込んでいます。統一された後については協議中です。</p>
議長	<p>委員、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他、何かご意見はありますか。</p> <p>《意見等なし》</p>
議長	<p>それでは質問が無いようですので、今回の諮問について了承してよろしいですが。</p> <p>《異議なし》</p>
議長	<p>では諮問について異議なしと認め、答申書を作成します。答申書の内容については会長一任でよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは答申書内容を調整し、市長あてに答申書を提出いたします。委員の皆様</p>

	<p>には答申書の写しを後日郵送いたします。</p>
議長	<p>(8. 報告事項)</p> <p>それでは次第の8、報告事項に入ります。(1)特定健診・特定保健指導の実施状況について報告します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(1) 特定健診・特定保健指導の実施状況について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>特定健診の件でお聞きしたいことがあります。私は2か月に1回病院で血液検査をしていますが、特定健診は受けたほうがいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>制度上は受けていただくことになっております。</p>
委員	<p>健診を受けると国保の医療費の費用が二重にかかるのではないかと、2年前から遠慮していましたが、受けたほうが良いなら受けようかと思えます。</p>
事務局	<p>受診されている方は、かかりつけ医で診ていただいているので十分ということですが、健診は全体的な部分を診ているということで受けていただきたらと思っています。</p>
議長	<p>委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>特定健診に限定しますと、糖尿病健診そのものです。血糖値、HbA1c、検尿があつて、レントゲンやバリウム、検便は含まれない。色々な法律が入り組んでいて今の特定健診ができています。</p>
委員	<p>特定健診というのはメタボだけの健診ですね。宍粟市はがん検診の検査項目が充実していて、他の自治体では検査の単価が高いからカットしているところもあります。特定健診やがん検診をきちんと受診された方の結果について、私は参考になると思っています。だから、患者さんが秋頃に結果を持ってこられたとき、私はそれを参考にして、場合によれば医療費を抑えるためにも血液検査を省いています。春に採血して、健診時に採血すると、安定している方なら年2回チェックできます。そうすると医療費も抑えられるし、健診結果も有効に活用できます。ただし、健診を受けられている方でも大腸がん検診等を受けていない方は気をつけないといけない。血液検査でも、検査項目を見ると委員がおっしゃったようにメタボ健診の内容になっている。健診を</p>

	受けるのなら項目を細かく見て判断して受けることが大事と思います。
議長	委員、どうですか。
委員	今のところ、総合的に3年間のサイクルですべて診てもらっていると思っていて、2年ほど受けていなかったのですが、原則として受けたほうがいいということなので、受けようと思います。
議長	特定健診を受診しやすいようにするなど、そのあたりのお話はどうでしょうか。
事務局	特定健診というのは国で検査項目を決められていまして、昔にあったまちぐるみ健診よりも項目が限定されています。ただし、宍粟市においては貧血、心電図、眼底等の追加の項目も受けられるようになっていきます。限定されている中でも出来るだけ幅広く検査項目を設けていますし、より受診していただきやすいように、各種がん検診とセットして旧4町の会場で実施しております。
議長	分かりました。他にご意見はございませんか。
委員	胃がんのバリウムの検査がありますよね。高齢になると検査を受けるのが大変なので、その部分だけ医療機関で受けられるようにならないでしょうか。
事務局	バリウムの検査自体が現状胃カメラの検査に移行しつつあります。ただし、市の検診となりますとバリウムは検査時間が短く多くの人に受診していただけますが、胃カメラだと時間がかかって多くの方が受診できなくなります。今後胃がん検診につきましては、どのような形で進めていくのがよいか検討中です。
委員	自治体によっては、クーポン券を発行して医療機関で受けられるようにしているところもありますが、宍粟市では難しいようです。集団健診を受けられなくても、自治体が発行した受診券を医療機関に持っていけば、同じ項目を受診できるようになっているところもあります。
委員	クーポン券で1万円の検査をするということもありますね。
議長	今のところ保健福祉課としては特定健診、がん検診を受けてくださいということでもろしいですね。
事務局	特定健診も選択の一つであって、かかりつけ医に診ていただいている方は、相談さ

	<p>れて決めるのが一番大事かなと思います。治療中と思っていた人が、自己判断で治療を止めている人もいますので、できましたらかかりつけ医を持たれて、定期的に特定健診を受けていただくのが望ましいと思っています。</p>
議長	<p>私も民生委員の仕事上、高齢者と接することが多いのですが、高齢者はなかなか決まった時間に決まったところへ行くことが難しいので、やはりかかりつけ医に相談してというのが定番になっています。だから高齢者に対しては、むやみに健診に行ってくださいというのが言いづらいところもあって、私もどうしたらよいかと考えていたのですが、基本は健診を受けていただき、状況に応じてかかりつけ医に相談して決めてくださいねというようにしたらよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>かかりつけ医がありましたら必ずそちらに相談をしていただくようにという形にしております。</p>
議長	<p>これは一つの提案ですが、行政側の方からもっと広報するなど、特定健診を推進していくということではできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね。今、健診の案内は自治会を通じて全戸配布したり、広報に掲載したりというように周知を図っていますが、もっと何か方法があればご意見をいただいたりして検討したいと思っています。</p>
議長	<p>他にご意見はありませんか。</p> <p>《意見等なし》</p> <p>(9 その他)</p>
議長	<p>それでは、次の議題に入ります。議題9 その他 マイナンバーカードの健康保険証利用について を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9 その他</p> <p>(1) マイナンバーカードの健康保険証利用について</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>私から質問ですが、マイナンバーカードで受診したとき「初診日」では自己負担分が安くなるとのことですが、「初診日」というのがいつを示すのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「初診日」というのはその医療機関を初めて受診した日になります。</p>

議長	<p>ということは、今まで受診していた医療機関で初めてマイナンバーカードを使って受診した日ではないということですね。それならマイナンバーカードで受診しても医療費の自己負担分は変わらないということですか。</p>
事務局	<p>現行では医療機関を受診するときにマイナンバーカードで受診しても、健康保険証のみで受診しても自己負担分は変わりませんが、薬局でお薬を処方されるとマイナンバーカードを提示するほうが安くなります。令和5年4月からは再診についても健康保険証のみで受診するほうが高くなります。</p>
議長	<p>マイナンバーカードを使って受診するほうが安くなるということですね。</p>
事務局	<p>少額ですが安くなります。</p>
議長	<p>質疑、ご意見はありませんか。</p>
委員	<p>マイナンバーカードの保険証利用は「紐づけします」と言った時点でできているのですか。</p>
事務局	<p>マイナポイント申請時に紐づけを希望するとか、あと、スマホのマイナポータルといったアプリから紐づけができます。</p>
事務局	<p>医療機関で初めてマイナンバーカードの健康保険証利用したときもできます。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員	<p>窓口に専用の機械があって、それにカードをかざして、顔認証か暗証番号を入力するとできます。</p>
委員	<p>今、宍粟市の国保で 3,000 人くらい登録しているということですが、この人たちが常時使っているか分からないけど、今年の4月からマイナンバーカードで受診するほうが安くなる。前はマイナンバーカードを使って受診するほうが高かったけど、なかなか普及しないから自己負担分の方法が変わったということですね。</p>
委員	<p>私の薬局でも機械を導入して2年になりますが、その機械を使って登録した人は1人だけです。</p>
議長	<p>今年の4月からマイナンバーカードを使って受診するほうが金銭的なメリットがあると</p>

事務局	<p>ということですね。</p> <p>今もマイナンバーカードを使って受診すると、調剤薬局のほうで自己負担分が安くなるメリットがあります。</p>
委員	<p>4月からそのメリットが大きくなるということです。マイナンバーカードを使って受診するのはいいのですが、医療機関として困っているのは感染症の患者が来られた時に駐車場とかで待機していただいています、機械を持って出ることができないのでマイナンバーカードで受診していただくことができない。顔認証はできないし、カードを預かって暗証番号を入力することもできないので。そのときは健康保険証を見せてもらわないといけない。</p>
議長	<p>私も仕事上、高齢者等の方にマイナンバーカードの説明をして、健康保険証などの紐づけの話をしたときに9割の人がされました。この説明を聞いて、残りの方にもそう説明してマイナンバーカードの活用を進めていったらいいですね。</p>
事務局	<p>そうですね。せっかく作っていただいているので、活用していただきたいです。</p>
委員	<p>今度、電子処方箋も導入されますね。処方箋も紙で持って行っていたのがデータになります。次々進んで難しくなっています。</p>
議長	<p>そうでしたら、今後のこともありますので次回の会議の時にまた説明していただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>他、ご意見ご質問ございますか。</p> <p>《意見等なし》</p> <p>意見が無いようですので以上で本日の議題はすべて終わりました。これをもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。昨日の大寒波で本日の開催が危ぶまれましたが、皆様の出席をもちまして無事開催することができました。心よりお礼を申し上げます。今後とも宍粟市国民健康保険事業にご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>